

論 点 等 整 理 シ ー ト

事業番号：0045

部 局 名	民事局		
政 策 ・ 施 策 名	登記事務の適正円滑な処理		
事 業 名	成年後見登記事務の運営		
予 算 額	平成29年度	平成30年度	
	428 百万円	309 百万円	
【選定の視点, 理由等】			
成年後見登記事務の運営については、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されたことにより、今後、成年後見制度の利用拡大に伴う成年後見登記事件数の増加が見込まれる。 そこで、平成31年度から平成33年度にかけて予定している成年後見登記システムのリプレースの機会に、成年後見登記システムの機器構成等の検討及び事務効率化のために採り得る効果的な機能改修についての検討が必要である。			
【論点等】			
○今後、成年後見制度の利用拡大に伴う成年後見登記事件数の増加が見込まれる。 →オンライン嘱託を可能とする機能改修等、増加する登記事件を効率的に処理するための有効な方策はないか。 ○平成31年度から平成33年度にかけて、成年後見登記システムのリプレースを行う予定である。 →次期システムのリプレースにおいて、現行の成年後見登記システムの機器構成やサイジングの見直しを行う予定であるところ、現行の成年後見登記システムと比較して、リプレース後の成年後見登記システムはどのような機器構成とすることが適切か。また、リプレースを契機として、成年後見制度の利用促進のために行政サービスを拡大してはどうか。			